福県医発第2923号（地）
令和６年２月20日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

ツルバダ配合錠の保険適用に係る留意事項の一部改正について

今般、ツルバダ配合錠の保険適用に係る留意事項が一部改正された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第2015号（保険）
令 和 6 年 2 月 14 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

ツルバダ配合錠の保険適用に係る留意事項の一部改正について

ツルバダ配合錠の保険適用に係る留意事項が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）
ツルバダ配合錠の保険適用に係る留意事項の一部改正について
（通知中に新旧対照表を含む。）
（令和 6 年 2 月 5 日付け 保医発 0205 第 3 号　厚生労働省保険局医療課長）

保医発０２０５第３号
令和６年２月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

ツルバダ配合錠の保険適用に係る留意事項の一部改正について

ツルバダ配合錠については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に基づき製造販売承認され、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）の別表に収載されているところです。

今般、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 17 年４月６日付保医発第 0406001 号）の記の２の（１）を次のように改め、（３）を加える。

２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

（１）エムトリバカプセル 200mg

本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

（２）　（略）

（３）ツルバダ配合錠

①　本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

②　本製剤は、HIV-1 感染症の治療を目的として使用した場合に限り、算定できるものであること。

（参考：新旧対照表）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 17 年４月６日付保医発第 0406001 号）の記の２

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１）エムトリバカプセル 200mg 本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。 （２）　（略） （３）ツルバダ配合錠 ①　本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。 ②　本製剤は、HIV-1 感染症の治療を目的として使用した場合に限り、算定できるものであること。	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１）エムトリバカプセル 200mg、ツルバダ錠 本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。 （２）　（略） （新設）